

農地中間管理事業に係る農用地等の借受け希望者募集要項

(目的)

第1 この要項は、公益社団法人岩手県農業公社（以下、「公社」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付けについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「法」という。）第17条に基づき借受けを希望する者（以下、「借受け希望者」という。）の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(募集区域)

第2 借受け希望者の募集区域は、募集様式第1号により市町村の意見を聞いて理事長が別に定める。

(募集方法)

第3 公社は募集区域毎に募集様式第2号により借受け希望者を募集する。
2 募集方法は、公社のホームページへの掲載その他適切な方法により行う。

(募集の時期)

第4 借受け希望者の募集を行う時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(応募条件)

第5 借受け希望者は、次に掲げる条件のすべてを満たす必要がある。
(1) 公社から借り受ける農用地等について、そのすべてを効率的に利用して耕作または養畜その他の事業を行うと認められる者であること。
(2) 第10に定める募集結果の公表について、同意した者であること。
(3) その他法21条で定めるところの報告を遵守できる者であること。

(応募方法)

第6 借受け希望者は、農用地等の借受け申出書（募集様式第3号）を公社のホームページ等から入手し、必要事項を記入のうえ、公社に直接又は市町村等を経由して提出するものとする。なお、押印のない応募書類は無効とする。また、応募書類の受付は、公社又は市町村等に直接提出する場合は第4に定める募集時期の終了日（当該日が祝休日の場合には翌営業日）、公社に郵送する場合は第4に定める募集時期の終了日の消印まで有効とする。

(申出書の効力)

第7 借受け申出書の効力は、当該募集期間の終了の翌日から1年とする。ただし、借受け希望者の募集に応募した者（以下、「応募者」という。）が引き続き借受けを同条件で希望する場合は自動更新できるものとし、第8及び第9に定める申出により内容の変更または取下げをするまで効力を有するものとする。

(申出内容の変更)

第 8 応募内容に変更が生じた場合には、応募者は、募集様式第 3 号の写しに変更箇所を朱書きし、募集様式第 4 号に添付して提出するものとする。なお、第 2 により募集の区域が減少したことによる変更の申し出は不要とする。

(申出の取下げ)

第 9 応募者が第 6 に定める申出書を提出した後、応募を取り下げようとする場合には、募集様式第 5 号により、公社に直接又は市町村等を経由して提出するものとする。

2 公社は、申出を受理後、速やかに第 10 に定める募集結果の公表から除外する。

(募集結果の公表等)

第 10 公社は、原則として毎月 20 日までに募集結果を募集様式第 6 号により整理し、法 17 条第 2 項で定めるところにより、これを公社のホームページへの掲載その他適切な方法により公表する。

2 公表する内容は、応募者の氏名又は名称、当該区域内外の農業者、新規参入者の別及び借受けを希望する農用地等の市町村、区域名、種別・面積並びに借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等とする。

3 公社は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、応募者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第 18 条第 4 項第 3 号及び第 4 号の要件を満たすかどうかを確認するものとする。

(個人情報の取扱)

第 11 公社は、農地中間管理事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用する。また、公社は本事業の実施に係る集落等の説明会や市町村、都道府県及び国への報告等で利用するほか、関係機関に個人情報の全部又は一部を提供することができるものとする。

(その他)

第 12 この要項に定めるもののほか、農地中管理事業に係る農用地等の借受け希望者募集について必要な事項は理事長が定める。

(附則)

この要項は、平成 26 年 5 月 22 日から施行する。

(附則)

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。